

令和4年（2022年）12月19日

保護者様

宝塚市教育委員会

インフルエンザによる出席停止解除証明を不要とする取り扱いについて

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きく影響を及ぼすこととなることから、学校保健安全法及び同施行規則において、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められています。第2種の感染症であるインフルエンザにつきましても、本市ではこれまで、感染の蔓延を防止するため、罹患後の登校に際し、医療機関が発行いただく「出席停止解除証明書」を提出いただいていた。

しかし、厚生労働省から発熱外来のひっ迫等を回避するため、季節性インフルエンザに児童等が罹患し、学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこととする通知が発出されたことから、本市においても、宝塚市医師会と協議を行い、令和4年12月19日（月）から、インフルエンザによる出席停止解除証明書の提出を不要といたします。

学校への再登校に際しましては、初診時の医師の指示及び別紙「インフルエンザ出席停止期間早見表」に基づき、出席停止期間を確認いただいた上で登校くださいますようお願いいたします。

インフルエンザの蔓延を防止するため、法令で定められている期間中（※）に登校しないよう、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。出席停止解除証明書の提出は原則不要としますが、再登校の際、自宅待機期間が明確に確認できない場合につきましては、待機期間を確認するための確認書や医療機関を受診された証明（診療報酬明細書等）のご提出をお願いする場合があります。

なお、公立幼稚園につきましては、低年齢の園児が長時間集団生活を行うという点から、引き続き出席停止解除証明の提出を求めることとします。

また、インフルエンザ以外の他の学校感染症（水痘（水ぼうそう）や流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）など）につきましては、これまで通り「出席停止解除証明書」の提出が必要です。、ご協力くださいますようお願いいたします。

※インフルエンザと診断された場合、以下の2つの条件が全て満たされなければ登校出来ません。

（学校保健安全法施行規則第19条に基づき出席停止となります。）

①発症した後、**5日**を経過している。

②解熱した後、**2日（幼稚園児は3日）**を経過している。

両方の条件が必要です。

宝塚市教育委員会事務局 学事課 学校保健担当

TEL 0797-77-2366 FAX 0797-71-1891

E-mail m-takarazuka0111@city.takarazuka.lg.jp